

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱の改正について

1 見直しの背景

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付制度は、有害獣による農林産物への被害を防止するための防護柵の設置に要する経費を補助することにより、農林業の振興を図ることを目的としています。

財政構造改革骨太方針2024に基づき、近隣市の同種補助金と比較した結果を踏まえ、限られた予算の中でより広く市民等に補助金を交付するため、本要綱を改正するものです。

2 近隣市の同種補助金の比較

財政構造改革骨太方針2024【具体的取組】の1 令和6年度政策的経費・標準的経費の見直しの具体的取扱い（7）に基づき、近隣市の同種補助金と比較したところ、交付条件、補助率等は次のとおりでした。

表1 近隣市の交付要綱の比較

亀山市	交付条件	2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をすること。ただし、地理的条件の特殊性その他やむを得ない理由があると認められる場合にあっては、この限りでない。
	交付率	2分の1
	限度額	1,000㎡未満…10万円、1,000㎡以上3,000㎡未満…12万円 3,000㎡以上5,000㎡未満…14万円、5,000㎡以上…16万円
	加算金	2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をする場合で、その公募面積が5,000㎡（中山間地域にあっては、3,000㎡）を超えるときは、その超える面積に10円を乗じて得た額（補助金の額の2分の1に相当する額を限度とする。）

鈴鹿市	交付条件	1,000㎡以上の農地のうち、2人以上で所有する2筆以上の連続した農地又は1人が所有する農地で隣接する農地がないか隣接する農地と連続して設置することが不可能であるもの
	交付率	2分の1 ※1人が所有する農地で申請の場合は4分の1
	限度額	1,000㎡以上2,000㎡未満…3万円、2,000㎡以上3,000㎡未満…5万円 3,000㎡以上4,000㎡未満…8万円、4,000㎡以上5,000㎡未満…10万円 5,000㎡以上…12万円 ※1人が所有する農地で申請の場合は上記の2分の1の額
	加算金	なし

四日市市	交付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・団体での申請は、農地の耕作者及び地権者が複数名であること。 ・個人での申請は、防護柵で囲う農地が 3,000 m²以上の農地であること。
	交付率	2分の1
	限度額	なし
	加算金	なし

津市	交付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物鳥獣害対策事業補助金 受益戸数2戸以上、市長が必要と認める場合はこの限りでない。 5,000 m²（中山間地域 3,000 m²）以上であること。 ・小規模農地鳥獣害防止事業補助金 他の農地と連坦しており、一体的に防護することで効果が発揮されると認められるときは、受益戸数が2戸以上であること。
	交付率	2分の1
	限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物鳥獣害対策事業補助金…100万 ・小規模農地鳥獣害防止事業補助金…8万円
	加算金	なし

伊賀市	交付条件	連続する農地に共同で設置する者の代表者
	交付率	5分の1
	限度額	30万円
	加算金	なし

3 本市における過去3年間の補助金交付実績

表2 補助金交付実績

年度	申請	件数	面積 (m ²)	事業費 (円)	補助金額 (円)
R5	共同	8	38,029	1,591,997	905,900
	単独	41	65,757	5,877,224	2,881,500
	計	49	103,786	7,469,221	3,787,400
R6	共同	9	55,076	1,507,333	959,700
	単独	33	42,283	4,855,486	2,333,800
	計	42	97,359	6,382,819	3,293,500
R7	共同	17	130,912	3,395,701	2,139,800
	単独	41	87,941	5,985,050	2,937,200
	計	58	218,853	9,380,751	5,077,000

※ 共同：2筆以上連坦した農林地2戸以上の場合

※ 単独：地理的条件の特殊性その他やむを得ない理由があると認められる場合

※ R7年度は1月末時点の実績

4 近隣市の同種補助金の比較及び交付実績からみた現行制度の状況と改正の方向性

- ・近隣市のサービス水準程度に見直しを図る。
- ・地理的条件の特殊性その他やむを得ない理由がないため、申請まで至らない単独設置のケースがある。
- ・本市の農業基盤を維持し、安定した農業経営を継続できる環境を整備するためには、単独設置の条件緩和を検討する。一方で、2筆以上が連担した農林地に2戸以上で共同設置した方が効果的であることから、交付率及び限度額に差を設け、出来る限り共同設置を推進する。
- ・近隣市に加算金はない。補助金の適正化に関する基準（平成20年6月策定）では、補助率は原則として補助対象経費の2分の1を限度としており、加算金によりこれを上回るケースがあることから見直しを図る。

5 新制度

2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵を設置する場合は、補助率及び限度額に変更はないが、加算金を廃止する。

新たな交付条件として、1戸が所有する農林地で隣接する農林地がない又は隣接する農林地と連続して設置することが困難である場合を追加するが、交付率は4分の1とし、限度額は2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵を設置する場合の2分の1とする。

表3 改正内容

交付条件	・2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をするもの ・1戸が所有する農林地で隣接する農林地がない又は隣接する農林地と連続して設置することが困難であるもの
交付率	・2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をするもの…2分の1 ・1戸が所有する農林地で隣接する農林地がない又は隣接する農林地と連続して設置することが困難であるもの…4分の1
限度額	・2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をするもの 1,000㎡未満…10万円、1,000㎡以上3,000㎡未満…12万円 3,000㎡以上5,000㎡未満…14万円、5,000㎡以上…16万円 ・1戸が所有する農林地で隣接する農林地がない又は隣接する農林地と連続して設置することが困難であるものは、上記の2分の1
加算金	廃止

6 新制度の施行予定日

令和8年4月1日